

令和5年度から適用される個人住民税の主な改正内容

問合せ 税務課 町民税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

住宅ローン控除制度の見直し

住宅ローン控除の適用期限が4年延長され、令和7年12月31日までに入居した方が対象となりました。個人住民税における控除限度額について、消費税率引上げによる需要平準化対策が終了したことから従来の控除限度額である所得課税総所得金額の「7%（最高136,500円）」から「5%（最高97,500円）」に変更されます。



詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/code/bunya-tochi-tatemono.htm>

非課税判定における未成年年齢の引下げ

民法の改正に伴い、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。未成年者は、前年の合計所得金額が1,350,000円以下の場合、町民税の非課税措置を受けることができます。

成年年齢引き下げに伴い、令和5年度課税から賦課期日（1月1日）現在で18歳未満の方が対象となります。

e-Taxでの申告にご協力をお願いします

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税等の申告ができます。



会場で待つこともなく、自動計算されるので計算誤りがありません。

申告会場の混雑緩和のためe-Taxでの申告にご協力をお願いします。

なお、ご利用にはマイナンバーカード方式が便利です。マイナンバーカードをお持ちでない方は早めの取得をお勧めします。（申請からお手元に届くまで1か月程度かかります。）



また、令和5年1月から青色申告決算書・収支内訳書もスマホで作成可能になります！

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r4_smart_shinkoku/index.htm

運送事業者等原油高騰対策支援金の申請期限は12月28日です

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

コロナ禍において、原油価格高騰の影響を大きく受ける運送事業者等の事業継続を支援するため、町内で運送事業等を営む中小企業者等（個人事業主含む）に対し、支援金を交付しています。申請がお済みでない方は、お早めに申請をお願いします。



詳細は町ホームページをご覧ください。

対象者 町内に所在する事業所等において、以下の対象事業を主たる事業として営む中小企業者等

対象事業 貨物自動車運送事業または一般旅客自動車運送事業

支援金額 町内事業所等で使用する車両の台数に応じて交付。ただし、50万円を限度とします。

●事業用普通自動車、事業用小型自動車:1台あたり4万円

●事業用軽自動車:1台あたり2万円

申請期限 12月28日(水)※必着

申請方法 申請書兼請求書に必要書類を添えて、経済観光課に申請(郵送または窓口へ提出)

オクトーバー・ラン&ウォーク結果報告

問合せ 生涯学習課 生涯スポーツ担当 ☎0495-77-4651 FAX0495-77-5066

オクトーバー・ラン&ウォークへご参加いただきありがとうございました。

10月の1か月間のランニング・ウォーキングの距離（歩数）を競うオクトーバー・ラン&ウォーク自治体対抗戦では、252,272人、349自治体が参加しました。

その中でも神川町からはランニング部門16人、ウォーキング部門112人ご参加いただき、ウォーキングの部では、参加349自治体中第51位と、上位15%に入る成績を残すことができました。

自治体対抗戦の結果は以下の通りになりました。

神川町の最終順位(自治体対抗戦)	町内個人記録	【ウォーキングの部】
【ランニングの部】	【ランニングの部】	1位 しろひげさん 945,014歩
平均距離:243位(96.9km/16人)	1位 ナンナンwさん 290.37km	2位 やすクニさん 819,992歩
【ウォーキングの部】	2位 ちゃまちさん 280.1km	3位 はやあるきさん 795,944歩
平均歩数:51位(237,613歩/112人)	3位 あきぼんさん 119.92km	4位 cavamarusanさん 630,696歩
		5位 新里ナジジイさん 597,389歩

ランニング部門の「TATTA」、ウォーキング部門の「スポーツタウン WALKER」の両アプリは今後もご利用いただけますので、引き続き日々の運動の記録にお役立てください。

各部門の神川町内ランキングにてランニングの部で3位、ウォーキングの部で5位までに入賞された方には、ささやかな賞品をご用意しましたので、スマートフォンをお持ちになって中央公民館までお越しください。

※今後追加の情報がありましたら、ホームページ等でお知らせします。

家を取り壊したときは手続きをお願いします

問合せ 税務課 資産税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

建物（住宅、倉庫など）を取り壊したときには、手続きが必要です。

建物滅失申告書を提出いただいた後に、現地にて実際に建物の滅失を確認できれば、翌年からその建物の固定資産税は課税されません。

①登記されている建物を取り壊した場合

滅失登記申請を法務局に提出してください。法務局から役場税務課に届く通知に従って処理します。

取り壊したものの滅失登記申請が12月末日までに間に合わない場合には、年内中に建物滅失申告書を税務課(資産税担当)に提出してください。

②登記されていない建物を取り壊した場合

建物滅失申告書を役場税務課(資産税担当)に提出してください。

※なお、賦課期日(1月1日)に家屋が存在していた場合には、その年の固定資産税は課税されます。また、前年以前に滅失した建物について、賦課期日までに滅失したことの確認ができない場合、賦課期日に存在していたものとみなし、**届出した年は原則課税対象になります**ので、ご注意ください。

住宅を取り壊した場合、土地に対する固定資産額が変わる場合があります。

住宅が建っている土地（住宅用地）は、「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、固定資産税が軽減されています。そのため住宅を取り壊すと、その特例（軽減）を受けられなくなり、土地に対する税額が大きく変わる場合があります。